

会社法制部会資料 1 の他に検討すべき論点について

2017 年 4 月 26 日
新日鐵住金株式会社
執行役員法務部長
古本 省三

1. 株主代表訴訟制度の見直し

会社（監査役会等）による不提訴判断の尊重、訴訟却下事由の拡張、少数株主権化、訴訟委員会制度の導入を検討すべき。

2. 議決権行使書面の閲覧請求権濫用防止

議決権行使書面の閲覧請求権（会社法第 311 条第 4 項）の濫用を防止する規定を設けるべき。

3. 代表取締役等の住所を登記事項から削除又は閲覧を制限

登記しなければならないとされている事項から「代表取締役の住所」（会社法 911 条第 3 項第 14 号）、「代表執行役の住所」（同条同項第 23 号ロ）を削除するか、閲覧を制限すべき。

4. 組織再編における反対株主の株式買取請求の制限

組織再編の条件に関する公告（会社法第 785 条第 4 項等）後に株式を取得した反対株主の株式買取請求権の行使を制限すべき。

以上